

令和4年度 社会教育委員会（第1回） 議事要旨

◇日 時

令和4年5月31日(火) 午後7時～午後9時

◇会 場

生涯学習センター 2階 学習室1

◇出席者

【委員】土屋委員長、大島副委員長、鈴木委員、小澤委員、小林委員、一之瀬委員、奥村委員、大庭委員、中川委員、小田委員、志田委員

【行政】風間教育長、木原鈴木図書館長

【事務局】古谷生涯学習課長、齊藤係長、渡邊主幹

◇会議次第及び内容（○は委員の発言）

1 開 会 （事務局）

2 委員委嘱及び任命【P.1】

本年度諸事情により交代された4名の委員に委嘱状及び任命書を交付した新規委員の代表者に教育長より交付し、その他の委員については机上配布した

3 教育長あいさつ

風間教育長挨拶

社会教育委員会は諮問に応じ意見を述べていただく、または、テーマを定めて調査研究を行い教育委員会に提言をいただくなど、裾野市の社会教育に関して様々なご意見をいただける貴重な場となっている。

裾野市教育委員会は、第2期教育振興基本計画を基に事業を行っており、優先的に取り組むべき施策を重点プラン「共育の森」と名付け「地域と結びついた学校づくり」をテーマとしている。地域と学校の連携、学校を核とした地域づくりが必要ではないかと考えている。

3月26日に開催された市民活動の集いでは社会教育の立場からコミュニティスクールを通じて社会教育の振興はできないものかというテーマで話し合いが行われ、この中で勉強させていただいた。

5月に小中学校の先生方に地域学校協働本部は学校に地域の力をいかに吸い寄せるかがテーマである、ところがコミュニティスクールは学校と地域コミュニティとの相互交流の場であると話をした。社会教育と学校教育は接近してきている。

裾野市の現状はコミュニティスクール事業を通じて学校が地域の教育力を使わせていただく、地域も何らかのものを受け取って地域を豊かなものにしていただくという時代に差し掛かっている。

社会教育委員会の働きというのは、社会教育だけでなく学校教育にも影響してくるのだという位置づけをしていただいで討議、活動をしていただけるとありがたい。

昨年度、裾野市教育委員会は「学校を核とした地域づくり」のために取組んで行く施策・活動に関するご意見をいただくため、社会教育委員会に「学校を核とした地域づくりのための環境整備」について諮問をした。社会教育がどうなっていくかというのは、地域の文化力を決めるために重要ではないかと考える。意見を寄せていただき、社会教育事業の発展と教育全体の補充につなげていきたい。

4 委員及び職員紹介（自己紹介）

委員及び職員の自己紹介

（教育長はここで退席）

5 社会教育関係施策概要説明 資料1 資料2 資料3

- ・令和4年度生涯学習課・鈴木図書館施策概要

生涯学習課長より

昨年は新型コロナの緊急事態宣言が出ていた期間があり多くの事業が中止になった。今年度も、県の対応をみながら状況に応じた対策を講じ事業遂行していく。年間行事計画表をもとに、わたしの主張裾野市大会、婦人会委託事業、はたちの会、裾野市駅伝大会、市民スポーツ祭等前年度から変更になったものを中心に説明。今年度の重点項目について説明。

鈴木図書館長より

新型コロナ対策の説明。滞在時間等一部利用制限しながら開館している。図書館行事予定、東西公民館行事予定、工事・修繕についての説明。

（鈴木図書館長はここで退席）

6 報告事項

- ・各種委員会委員選出について【P.2】

事務局より報告

鈴木図書館協議会委員 志田忠弘委員を選出
東西公民館運営審議会委員 大島茂委員を選出
裾野市民生委員推薦会委員 大庭操委員を選出
裾野市社会福祉協議会評議員 一之瀬正子委員を選出
報告締切りの都合上、本人の内諾を得て選出させていただいた

7 協議事項

- ・正・副委員長選出について

正副委員長については、裾野市社会教育条例第6条に「委員は、委員会を構成し、互選により委員長及び副委員長を定める」とされている。

委員長選出については、事務局案（土屋委員）を提案し承認される。副委員長

については委員長の推薦を受け大島委員が承認される。

委員長 (土屋八重子 委員)
副委員長 (大島茂 委員)

(以降の協議事項は委員長が進行)

・社会教育委員の役割 資料 4

委員長より社会教育委員の役割について説明

社会教育委員は裾野市特別職の職員で非常勤のものになる。報酬及び費用弁償が支給される。私たちが意見をだし戦わせることが市民に返っていくことだと自覚していただきたい。それぞれの立場で社会教育に携わっている皆さんなので自分の経験、体験から出てくることで十分。たくさんのご意見をいただきたい。

社会教育委員の活動は地域に住む人たちの生活をよりよくするためにある。社会教育が有効に行われるよう行政に働きかける役割を持つ。

社会教育委員は個人に委嘱される独任制の機関であるが、委員が集まり社会教育委員会として団体になることで、より意見を言いやすく目的を達成しやすくできる。委員の皆さんには、意見をたくさん言っていただきたい。社会教育委員には、地域住民が求めることを社会教育行政に対して訴えかけ働きかけ、実現することが求められている。

活動内容としては年間6回の委員会のほか、研修会への参加がある。

過去の研究テーマと内容をまとめてある。資料4は会議中、すぐ出せるようにしておいてほしい。

・今期の協議内容について 資料 5

委員長より社会教育委員の役割について説明

諮問である「学校を核とした地域づくりのための環境整備」の環境整備とは仕組みづくりである。

学校の先生方は変わっていくが、地域に住む方は変わらない。変わらない地域の方に対して、先生方や学校運営協議会の委員が変わっても、同じことが同じようにやっていける仕組みづくり。地域ごとの特性があるが、基本的なこと、どこの学校でもつかえることがあるはず。それを答申として出していきたい。学校を核とした地域づくりのための具体的な施策とか活動を出さなければならない。特に地域学校協働活動の推進および放課後子供教室について意見を求められている。これにこだわることはないが、教育委員会が納得してくれれば、大きな力になって地域に返っていくと期待している。今年は結論をださなければならない。各委員の発言が重要になっていく。

質疑等

○なし

・令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画について **【P. 3～6】**

事務局より説明

令和3年度社会教育委員会活動実績と東部地区・県等で実施した会議・研修会等の事業実績について報告。併せて令和4年度の事業計画について説明。

質疑等

○なし

・社会教育振興事業費補助金の交付について【P.7】

事務局より説明

社会教育法第13条において、社会教育団体へ補助金を交付する場合には、社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない、とされているため、令和3年度実績と令和4年度予算について説明。

質疑等

○令和3年度はコロナの影響でこのような少額の実績になったのか。

→実績に応じて交付している。

○今年予算は約200万円か。

→はい、そうです。

○上回れば支払われるのか。

→個々の事業によって異なる。補助金交付要綱に細かく定められている。

○5万円申請して、45,000円の実績だと5,000円返すのか

→はい。そういうシステムだとお考えいただきたい。

○数年前から補助金は1/2補助の考え方が導入された。受益者負担をとっていく、自立するまで補助していくという発想のもと、受益者から負担をとっていた。これが社会教育に影響を及ぼしてきた。社会教育の受益者はだれなのか改めて問い直さなければならない。社会教育の受益者は活動に参加しない層である。社会教育は地域づくり土台作りの話。活動に積極的に参加している成年でも子供でもその活動に参加している人が地域を作っていくというものなので、受益者は一般の方になる。以前は運営補助で10/10出ていたところも1/2になった。補助金半分、参加者負担金半分で計画しても、参加者が集まらなかった場合は団体が不足分を負担しなければならない。バス賃借料などは参加者が減っても減らせない費用である。そういった制限がある中では事業を計画しにくい。補助要綱を理解し、申請することも難しい。コロナとは関係なく、団体の活動が先細ってきた原因である。前課長、担当者は理解していた。現課長、担当者にも理解してほしい。市全体の流れではあるが、本当に必要なことを考えてほしい。

→運営補助金は必要と考える。補助金見直しの機会には話をしていきたい。社会教育団体の活動の結果社会が良くなっていったその恩恵を受けるのは一般の方になると考える。活動については担保する必要がある。そうしないと維持できない、あるいはそうしないと衰退してしまう。財政状況が厳しいのも事実。約束はできないが、こういったことは伝えていきたいと考えている。

○わんぱく遊び塾は補助金を活用せずに事業を行っている。生涯学習センター会場使用料が必要。ボランティア団体が生み出さなければならない費用が発生するがゆえに子供たちから集金する。事業ごとに補助金申請の手続きは大変。社会教育の本質がわかっていけばそこは無料になっていくのではないか。

○社会教育活動はほとんどがボランティアで賄われている。1/2補助の規定がなくなれば、活動がしやすくなる。予算が厳しいため減額されているのは理解できる。社会教育について受益者は一般の方であると理解し、要綱の見直しを行え

ばいいこと。どちらの方が効果がでるのか、どうすれば社会教育が発展するか考えればいい。社会教育の本質の話であることを理解いただきたい。

社会教育振興事業費補助金の交付について承認される。

8 その他

- ・ 次回の開催日について

7月15日（金）19:00～ 生涯学習センター 2階 学習室2 において開催

- ・ 社会教育基礎研修（東部）について

事務局より

沼津市役所で開催予定。生涯学習センター集合、公用車にて会場に向かう。参加予定委員には後日通知送付する。

- ・ メールの利用について

委員あての通知について今まで郵送で行っていたが、メール対応が可能な方にはメールに通知等を添付して送信する方法に変更した。送信先については、生涯学習課の代表メールに送信いただくよう依頼した。

本日欠席委員については後日確認する。

9 閉 会（大島副委員長）